

第2次瀬戸内市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)概要版

脱炭素促進区域の設定

①地域脱炭素化促進事業の目標	脱炭素先行地域づくり事業と重点対策加速化事業の計画を踏まえて、促進区域に導入する発電設備容量およびその達成年限は、令和10年度までに約10MWの導入を目標
②地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)	瀬戸内市内の太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根及び屋上、公共施設及び市有地(ただし、「促進区域に含めない区域」は除く) 上記区域のほか、事業者及び市民等から提案を受け、適切な計画と判断される場合、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能とする なお、促進区域の候補地となり得るエリアを更に検討し、市内の各地域や事業者等と連携・協力しながら、適宜、促進区域の見直し又は拡大を図るものとする
③促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類および規模	種類:太陽光発電 規模:約10MW
④地域の脱炭素化のための取組	地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市内の需要家に供給すること
⑤地域の環境保全のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ○重要な地形及び地質への影響 ○土地の安定性への影響 ○動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 ○植物の重要な種及び必要な群落への影響 ○地域を特徴づける生態系への影響 ○主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 ○主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響 ○その他(文化財への影響、廃棄物が地下にある土地の形質変更への影響等) ○騒音による影響 ○反射光による影響
⑥地域の経済および社会の持続的発展に資する取組	<p>事業が、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献し、地域における再エネの社会的受容性の向上を図り、地域の魅力と質を向上させる地域創生につながるものとなるよう、以下のいずれかの取組を実施するものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域課題の解決につながること ○地域の防災対策の推進に資すること ○地域経済の活性化に貢献すること ○広く市民が参加して実施されること



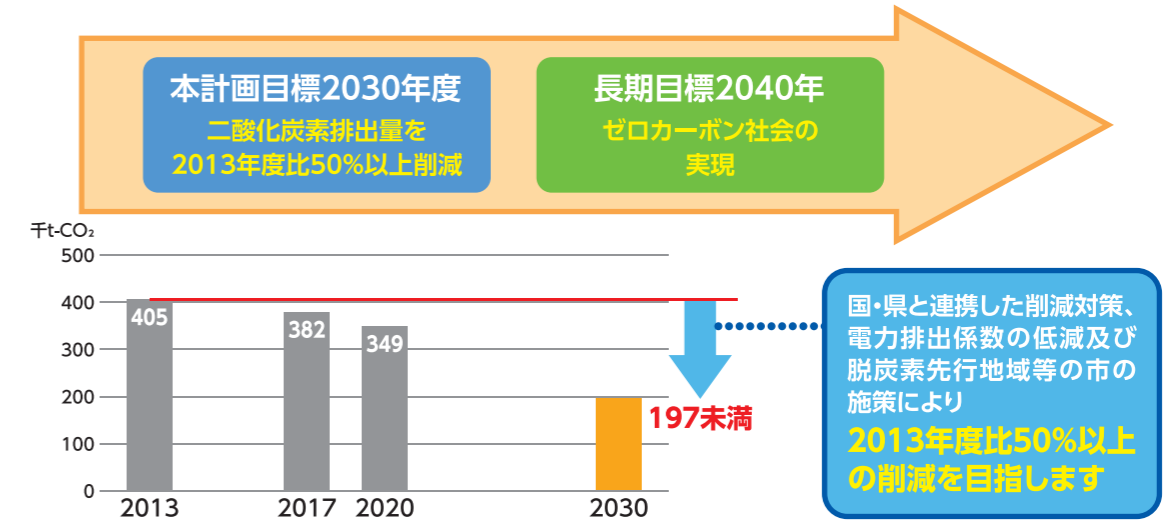
瀬戸内市の地球温暖化対策について

第2次瀬戸内市環境基本計画[改訂版]の将来像として掲げる「豊かな自然と快適な暮らしが調和するまち 瀬戸内市」を目指し、持続可能で安全・安心な暮らしを次世代に受け継いでいくため、**2030年までの瀬戸内市全域の二酸化炭素排出量の削減目標を掲げた本計画**を策定しました。

長期目標は、国、県の策定する計画目標を10年早めて、「**2040年ゼロカーボン社会の実現**」とする**挑戦的な目標**とします。

計画期間	2024年度から2030年度までの7年間
対象ガス	二酸化炭素(CO ₂)
対象地域	瀬戸内市全域
計画の主体	瀬戸内市の市民、事業者、行政

ゼロカーボン実現に向けた温室効果ガス削減目標

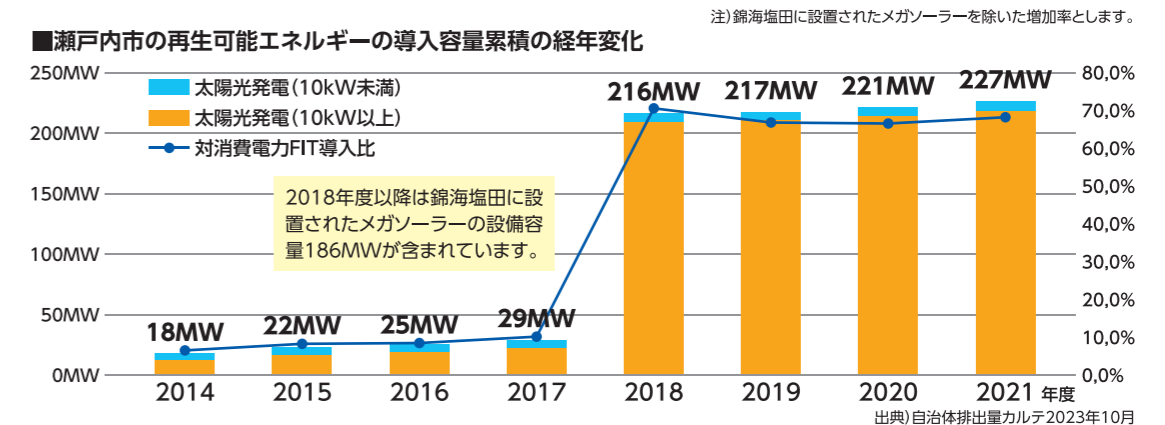


瀬戸内市のこれまでの取組

日本最大級メガソーラーの誘致	『太陽のまちプロジェクト』として、約500haに及び錦海塩田跡地を活用した日本最大規模のメガソーラーを誘致し、2018年10月より運転を開始しました。
マイクログリッドの導入	環境省の補助事業を利用し、庁舎、学校に、太陽光発電による再生可能エネルギーを活用したマイクログリッドを導入しました。
ゼロカーボンシティ宣言	2050年までに瀬戸内市の二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ宣言」を令和3年2月に実施しました。
重点対策加速化事業	令和4年5月に環境省の実施する「重点対策加速化事業」に「太陽と海が織りなす成長ビジョンに向けたビルドアップ事業」が採択を受けました。
脱炭素先行地域	令和5年4月に環境省の実施する「脱炭素先行地域づくり事業」に「漁村農村から始める、地域で経済が循環する瀬戸内モデル」が選定されました。

再生可能エネルギー導入目標

太陽光発電による再生可能エネルギーを
2030年度に2021年度比1.6倍^{注)}以上
にすることを**目指します**



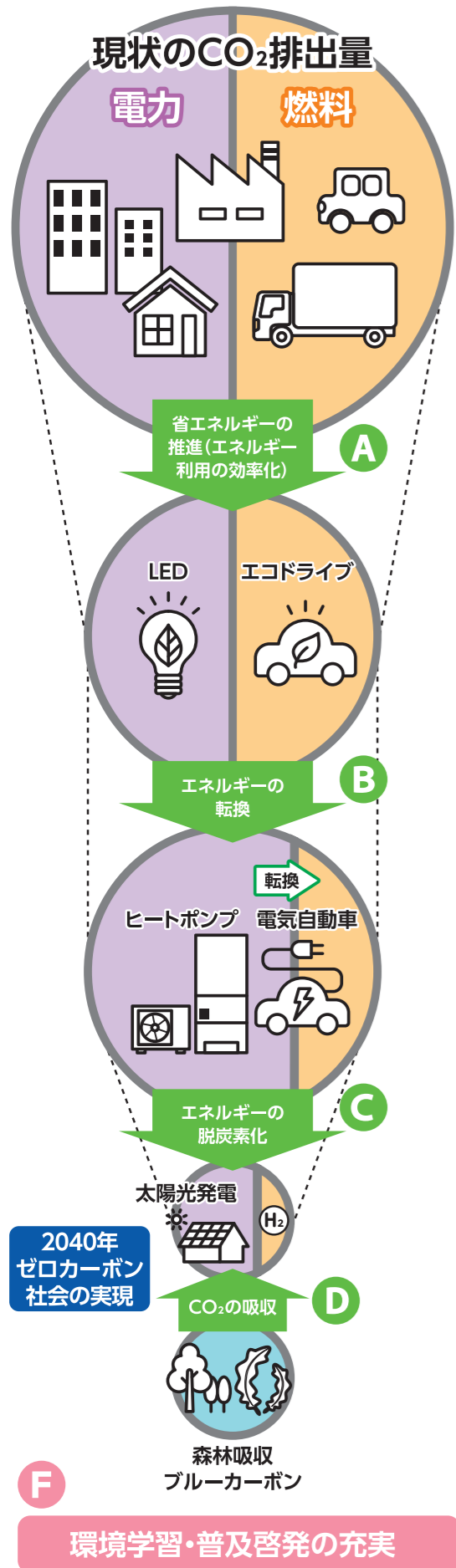
瀬戸内市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 概要版
瀬戸内市役所 環境部 生活環境課
〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1
TEL:0869-22-1899(直通) FAX:0869-22-3973



瀬戸内市
ゼロカーボンシティ推進
ポータルサイト

緩和策の取組イメージ

取組は同時進行で実施し、最終的に2040年ゼロカーボン社会の実現を目指します。

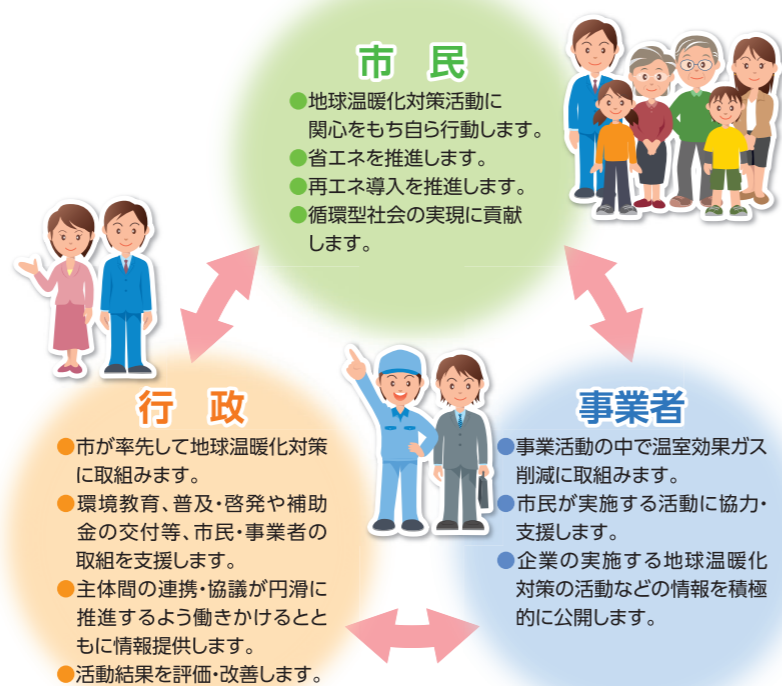


実施する取組の体系

	基本施策	施策	重点施策
緩和策	A 省エネルギーの推進(エネルギー利用の効率化)	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギー行動の実施 ●建物・設備等の省エネルギー化 ●エネルギー利用の少ない移動の推進(エコドライブの推進等) ●エネルギー利用の少ない物流の推進 ●循環型まちづくりへの取組(焼却ごみの削減、食品ロスの削減等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●脱炭素先行地域取組の全市への展開と重点対策加速化事業の推進 ●新規建築物のZEB、ZEH化と既存建物の断熱改修の推進 ●循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行促進による廃棄物の低減
	B エネルギーの転換	<ul style="list-style-type: none"> ●移動エネルギーの転換(環境に配慮した自動車の普及等) ●利用する熱を生成するエネルギーの転換(ボイラーによる熱利用をヒートポンプに転換等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●脱炭素先行地域取組の全市への展開と重点対策加速化事業の推進 ●漁船・農業機械の燃料等の脱炭素化への取組
	C エネルギーの脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギーの利用拡大 ●再生可能エネルギーの効率的利用(蓄電池の導入、地域新電力による電力の地産地消の推進等) ●水素エネルギーの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ●脱炭素先行地域取組の全市への展開と重点対策加速化事業の推進 ●耕作放棄地への営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)の推進 ●漁船・農業機械の燃料等の脱炭素化への取組 ●脱炭素促進区域の設定
	D 二酸化炭素の吸収	<ul style="list-style-type: none"> ●森林の管理の実施・緑化の推進 ●ブルーカーボン生態系による炭素貯留(藻場の保全・造成等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域と連携した藻場の保全・造成の推進
適応策	E 気候変動への適応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●防災対策 ●熱中症対策 ●事業継続計画 ●生物の情報把握等 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域と連携した藻場の保全・造成の推進
適応策・緩和策	F 環境学習・普及啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●環境教育の実施 ●普及啓発 ●情報提供の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●将来を担う子供達への環境学習、普及啓発の実施

緩和策：二酸化炭素などの温室効果ガスを減らし温暖化を防止する取組です。 適応策：現在と将来の気候の変動の影響に対処する取組です。

各主体の役割



取組のロードマップ

